

令和6年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和6年6月6日(木)

東洋町議会

余 白

令和6年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和6年6月6日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)	議長	福島 登	君	副議長	西岡 尚宏	君
	1番	大坪 千倫	君	2番	廣田 斎史	君
	3番	安岡 良仁	君	4番	高畠 俊彦	君
	5番	武山 裕一	君	6番	今宮 裕明	君
	7番	田島 毅三夫	君			

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁	君
教育長	蛭子 浩久	君
会計管理者	近藤 真人	君
総務課長	築地 仲音	君
税務課長	北川 晃彦	君
産業建設課長	大坪 靖幸	君
教育次長	田岡 いずみ	君
住民課長	生松 克祐	君
住民課長兼地域包括		
支援センター事務局長	手島 憲作	君
総務課長補佐	足達 善亮	君
税務課長補佐	堀川 歩	君
産業建設課長補佐	生田 憲一	君
住民課長補佐	田岡 伊織	君
住民課長補佐	奥村 忍	君
代表監査委員	弘田 賀軌	君
欠席執行部(1名)	副町長	伊吹 真貴博 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

令和6年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和6年6月6日(木) 午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|--|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 | |
| [日程第2] | 会期の決定 | |
| [日程第3] | 承認第2号 | 専決処分事項「東洋町税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第4号 | 専決処分事項「令和5年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 承認第5号 | 専決処分事項「令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 議案第52号 | 東洋町特別会計条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第53号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第54号 | 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて |

[日程第10]	議案第55号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについて
[日程第11]	議案第56号	令和6年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第12]	議案第57号	令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第13]	議案第58号	令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
[日程第14]	報告第2号	令和5年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
[日程第15]	報告第3号	権利の放棄について
[日程第16]	報告第4号	専決処分の報告について
[日程第17]	議会報告	南東北視察研修報告について

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員は全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和6年第2回東洋町議会定例会を開会します。 (開会時間：9時00分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決条例2件、専決補正予算2件、条例4件、補正予算3件、報告4件の計15件であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和6年2月から4月分の例月出納検査の報告について、不都合は認められないとの報告が提出されております。 次に、閉会中の議員派遣2件について報告が、代表派遣議員から提出されております。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。 長崎町長。
----	---

町長	(長崎 正仁 町長) 皆さん、おはようございます。 本日、令和6年東洋町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。 それでは、本定例会への上程案件につきまして、執行部からは議案として、専決処分条例改正案2件、令和5年度の専決処分補正予算案2件、条例改正案4件、令和6年度の補正予算案3件、それと報告3件の計14件を提出させていただきます。 ご審議のうえ、適切なご決定をお願い申し上げます。 提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。 まずは、高知県人口減少対策交付金についてでございます。 令和6年度一般会計補正予算第1号では、濱田高知県知事が掲げる人口減少対策の総合的支援として制定いたしました高知県人口減少対策総合交付金を予算計上させていただいております。 この交付金は、1つ目に若者の増加、2つ目に婚姻数の増加、3つ目に出生率の向上、4つ目には共働き共育ての推進の4つを目的として掲げております。 少々事務的な話となりますけれども、交付金には、基本配分型と連携加算型がありまして、基本配分型は4年間にわたり毎年度定額を市町村へ配分されるもので、一方、連携加算型とは、先ほど申し上げました県の掲げる4つの目的で人口減少問題解消に向けて効果あると認められた場合に限り交付されるものであります。 今年度、本町への基本配分型の交付額は7百625千円、連携加
----	---

算型としては、4年間で5,000万円の交付金が受けられることとなっておりますが、5月30日の審査会におきまして、本町には4年間で2,586万1千円の事業計画認定をいただいております。

内容といたしましては、東洋町バツゲン協同組合やサーフィンを軸とした移住促進事業の強化拡大、そして、人口減少問題の解消に向けての最大の入り口となります男女の出会いの場の創出事業を計画しております。

とりわけ、男女の出会いの事業化に伴いまして、本町の少子化、子育て関連の支援策は、男女の出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの一連を支援することとなります。

連携加算型には、まだ2,500万円余りの交付金を活用することが可能であります。まずは、先ほど申し上げました新規事業に取り組み着実な成果につなげることに集中してまいりたいと考えております。

続いて東洋町事前復興まちづくり計画についてでございます。

南海トラフ地震対策として、昨年から事前復興まちづくり計画の策定に着手しており、まずは、復興基本方針の策定に向けて、東日本大震災の教訓をもとに、震災後の復興手順書や地区別事前復興まちづくり計画の素案作りに取り組んでおります。

続いて令和5年度決算見込みについてでございます。

令和5年度の一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせた普通会計ベースでの歳入歳出決算の実質収支額は約3,100万円の黒字を見込んでおります。

令和5年度末の基金残高は、前年度末から4,900万円余りの増、11億2,700万円となる見込みであります。

特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算を確保できる見込みとなっております。

続いて令和5年度町税等収納率についてでございます。

令和5年度の町税の収納率の見込みについて、現年課税分は、町民税は100パーセントとなったものの、固定資産税99.4パーセント、軽自動車税99.9パーセント、町税全体の収納率は99.7パーセントで、滞納繰越分を合わせました町税収納率は99.4パーセントであります。

介護保険料、後期高齢者医療保険料の現年課税分の収納率は100パーセント、国保税は99.8パーセントで滞納繰越分はございません。

町民の皆様方の納税意識は高まっておりますが、常に完納を意識した姿勢に改めて、職務を遂行していきたいと考えております。

続きまして令和5年度ふるさと納税についてでございます。

令和5年度のふるさと納税の寄付額は、1億370万円を見込んでおりまして、前年度と比較して約3,000万円の増で、対前年度比141パーセントとなっております。

増額となった要因としましては、ふるさと納税サイトのレイアウトや広告を見直したことによる成果と考えております。

本町で、1億円を超える寄付金をいただいたのは令和元年以来となりますが、今年度は、ふるさと納税事務の一部を外部へ委託し、より専門的な取り組みへと展開することで、自主財源の確保に向けて取り組んでまいります。

続いて令和5年度移住者実績についてでございます。

令和5年度の移住者実績は、29組47名でありましたが、同年度も人口の自然減には歯止めがかからず、前年度末と比較してマイナス49人と人口減少が進んでおります。

自然増につながる特効薬はないものの、若者を中心とした人口増

に向けて取り組んでまいります。

続いて GW 期間の町内主要施設状況についてでございます。

今年の GW 期間4月27日から5月の6日までの間ですけれども、町内の主要施設の入込客などについてご報告いたします。

まず、海の駅東洋町の入込客数は9,372名で、売上金額は1千3百7万7千円、5月4日には、1日の売上金額が過去最高の223万円を記録しております。

生見サーフィンビーチの入込客数について、概算であります、5,493名、キャンプ場につきましては、白浜キャンプ場の利用者数は655名、野根川キャンプ場には、119名の利用がありました。野根川キャンプ場は、県内64か所のキャンプ場のなかで、おすすめキャンプランキング5位と上位につけております。

続いてサーフィン大会についてでございます。

今春、今年の春、生見サーフィンビーチで行われました大会についてでございます、まず、4月12日から14日までの3日間、日本サーフィン連盟主催の第32回ジュニアオープンサーフィン選手権大会が開催され、8クラス、総勢270名の選手がエントリーしました。

本大会は、日本のジュニアのチャンピオンを決定する大会でもあり、また、世界ジュニア選手権代表の選考も兼ねている大会ともあって、ハイレベルな試合が繰り広げられました。

次に、6月1日から2日までの2日間、徳島県サーフィン連盟主催の四国の右下サーフィンゲームスが開催されまして、11クラス、総勢194名の選手がエントリーをいたしました。

本大会は、2027年開催の生涯スポーツの世界大会でありますワールドマスタースゲームスの関西大会に向けて、機運醸成と競技者への周知を目的としたプレ大会として開催されております。

サーフィンは、世界的なメジャースポーツとして親しまれておりますが、本町では、昨年から保育園、小中学校の授業の一環として取り入れております。

この取り組みが地域の身近なスポーツとして、保育園、学校から家庭へ、家庭から地域へと波及していき、地域の皆さま方に親しまれるマリンレジャーとして、サーフィンの町として、日本屈指のサーフスポットへの進展につながるよう盛り上げてまいります。

続きまして四国8の字ネットワークの道路整備についてでございます。

四国8の字ネットワークの高知県内の道路整備の着手率は100パーセントとなり、令和7年春には、南国安芸道路の高知龍馬空港から香南のいち間、北川道路2の2工区の和田トンネルの開通式がそれぞれ行われる予定であります。

阿南安芸自動車道の道路の事業化決定あるいは、早期に事業着手できるよう、引き続き、高知県と徳島県、関係市町村とともに、国土交通省や財務省、県選出国會議員への要望活動を行ってまいります。

続いて甲浦保育園新築園舎の候補地選定についてでございます。

甲浦保育園の高台移転について、5月に、甲浦保育園、甲浦小学校、甲浦中学校、教育委員、農業委員など7名で組織する甲浦保育園新築園舎候補地選定委員会を設置いたしました。

5月14日に第1回目の委員会を開催し、甲浦地区3箇所の候補地の現地調査をふまえて順位付けをした結果、第一候補として甲浦浄化センター横の高台敷地、第二候補として甲浦小学校裏山、第三候補地として甲浦坂トンネル付近の町有地としております。

今後は、園舎の適地選定に向けて、地質調査などを実施する予定

であります。

続きましてB & G海洋センター廃止に向けた取り組みについてでございます。

4月23日に、B & G財団を訪問し、施設廃止の申請をさせていただきました。今夏に、財団側が現地視察したのちに、10月の理事会で廃止決定の可否が決まる流れとなっております。

廃止決定を見越して、隣接する東洋町総合グラウンドも含めました活用方法を検討していかなければならないと考えております。

続きまして海の駅東洋町の売上状況についてでございます。

令和5年度の海の駅東洋町の売上状況について、3月末時点で2億3千70万円以上の売上で、入込客数は18万4千757人と売上額、入込客ともに順調に伸びております。

続いてライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。

外出先でも町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され、大変便利です。町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。

結びに、今年の梅雨入りは平年より遅いようでありますけれども、これから本格的な梅雨時期を迎えると同時に台風も発生しております。

町民の皆様方におかれましては、気象情報に十分注意していただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、令和6年東洋町議会第2回定例会の行政報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長	(福島 登 議長) 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。 日程第2、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。 高島議会運営委員長。
議会運営委員長	(高島 俊彦 議会運営委員長) 皆様、おはようございます。令和6年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。 6月3日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等につきまして協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日6日から、6月13日、木曜日までの8日間とする。 次に運営につきましては、本日の開催日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日6日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のための休会、13日に再開し、審議、採決ののちに一般質問を行う。 次に議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて、時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

議長	次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人30分以内とする。また、執行部の答弁時間も30分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間内に含めることとする。 次に、議案質疑の通告期限は、6月10日、月曜日、午前10時まで、一般質問の通告期限は、6月7日、金曜日、正午までとする。 次に、「ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情」を総務教育民生常任委員会へ付託する。以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。 (福島 登 議長) 議会運営委員長の報告が終わりました。 ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月13日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日から6月13日までの8日間と決定致しました。 日程第3、承認第2号、専決処分事項東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第13、議案第58号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を
----	--

	定めることについてまでの11件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしとの声あり) 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の1ページをお開きください。 承認第2号、専決処分事項東洋町税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので同条第3項の規定により、報告し、議会の承認を求めます。 令和6年6月6日提出でございます。 提案理由についてでございます。 地方税法等の一部を改正する法律などが令和6年4月1日から設置施行されることに伴い、本町の税条例の一部改正を令和6年4月1日に専決処分させていただいております。 主な改正内容につきましては、定額減税に係る改正などをしております。 なお内容につきましては、税務課長補佐が説明をいたします。
議長	(福島 登 議長) 町長かまいませんか、ライフビジョンが調子が悪かった情報が入りました。放送が、ライフビジョンが入ってない。どうぞ続けていただいで。

町長	(長崎 正仁 町長) はい、すいません。 それでは3ページをおあげください。承認第3号専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和6年6月6日提出でございます。 提案理由についてでございます。 地方税法等の一部を改正する法律などが、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の一部改正を令和6年4月1日に専決処分させていただいております。 主な改正内容につきましては、国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等課税額の改正をしております。 なお内容につきましては、税務課長補佐が説明をいたします。 続いて5ページをお開きください。 承認第4号、専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算、専決第3号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和6年6月6日提出でございます。 提案理由についてでございます。 3月議会終了後に、各種交付金、地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、町債などの確定額、それと地方債補正並びに地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することがで
-----------	---

きる経費として繰越し明許費補正を計上し、令和6年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ1億3112万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6146万3千円と定めております。

歳入では地方譲与税、地方交付税、使用料及び手数料などを追加し、国庫及び県支出金、繰入金などを減額しております。

歳出では人件費、各種事業費の確定による増額及び減額などをしております。なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて7ページをお開きください。

承認第5号、専決処分事項、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。令和6年6月6日提出でございます。

提案理由についてでございます。

3月議会終了後に、事業収入、繰入金の確定額を計上し、令和6年3月31日に専決処分させていただいております。

歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億2552万8千円と定めております。

歳入では事業収入を減額し、繰入金を減額と同額分を追加しております。なお内容につきましては、産業建設課長補佐が説明をいたします。

続いて9ページをお開きください。

議案第52号、東洋町特別会計条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。

提案理由についてでございます。

既に、事業を行っていない老人保健事業及び、地域振興券交付事業の特別会計を廃止するため、本条例を改正しようとするものでございます。なお内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

続いて10ページをお開きください。

議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。

提案理由についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて11ページ、議案第54号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び、費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。

提案理由についてでございます。

次の議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、東洋町災害弔慰金等支給審査委員会の委員長並びに委員の報酬の額を定めるため、本条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

12ページをお開きください。

議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す

ることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。

提案理由についてでございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給にあたり、東洋町災害弔慰金等支給審査委員会の設置が必要となる場合に備え、本条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

13ページに移ります。令和6年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。

令和6年6月6日提出でございます。提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ1億2万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5120万5千円とするものでございます。

歳入では地方交付税、国庫及び県支出金、寄附金、町債を計上しております。

歳出では人事異動による人件費、町有施設修繕料、町有地支障木伐採委託料、ハートコネクト支援事業補助金、定額減税調整給付金、物価高騰対応重点支援給付金、甲浦保育園防犯カメラ設置工事費、銀杏保育園防犯カメラ設置工事費、東洋町がんばる農業支援事業補助金、東洋町がんばる漁業支援事業補助金、白浜消防車庫移転用地購入費、非常用食料品購入費、木造住宅耐震改修補助金、コンクリートブロック塀耐震対策補助金などを計上しております。なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて14ページをお開きください。

議長	議案第57号令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。 提案理由についてでございます。 歳入歳出それぞれ23万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3890万円とするものでございます。 歳入では繰入金、国庫支出金を計上しております。 歳出では、人件費、マイナンバーカード、健康保険証一体化システム改修委託料を計上しております。なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。 15ページへ移ります。 議案第58号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和6年6月6日提出でございます。 提案理由でございます。 歳入歳出それぞれ256万9千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5653万4千円とするものでございます。 歳入では国庫支出金、繰入金を計上しております。 歳出では、人件費などを計上しております。 なお内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。 以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 (福島 登 議長) はい、皆さんに報告をいたしておきます。
----	--

税務課長補佐	先ほど来、ライフビジョン議会放送が一部不通でございましたが、先ほど復旧することができました。住民の皆様には大変ご迷惑をかけ、申し訳ございませんでした。はい。続きます。 堀川 税務課長補佐。 (堀川 歩 税務課長補佐) おはようございます。 それでは、私のほうからは、承認第2号と第3号についてご説明をさせていただきます。 まず、承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例の一部を改正することについてご説明いたします。 今回の条例改正は、本年4月に施行された地方税法の改正に伴う本町税条例の改正を令和6年4月1日に専決処分をさせていただいているものとなります。 改正条文は、議案関係資料の1ページから21ページ、新旧対照条文につきましては、1ページから32ページまでとなっております。 新旧対照条文により主要な改正内容をご説明いたしますので、お手元にご用意ください。 それでは、新旧対照条文の1ページをお願いします。 右側が改正後となっておりますので、そちらをご覧ください。 第51条では、町民税の減免、1ページ後段から次の2ページにかけて、第71条では、固定資産税の減免、2ページをお願いします。2ページ中段の、第139条の3では、特別土地保有税の減免につきまして、今回の法改正に合わせた職権による減免を可能とする規定の追加となっております。 次に3ページをお願いします。3ページから4ページにかけて、
---------------	--

	附則第5条の2では、令和6年1月に発生した能登半島地震の災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和5年中に生じたものとして、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を追加しております。 次に5ページをお願いします。附則第7条の5、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除、同じく、5ページ下段の第7条の6、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する特例、9ページに移ります。 （議員自席より、議長ちょっとすみません。との声あり） （福島 登 議長） 緊急ですか。 （議員自席より、その説明がね。線を引いたところの内容要約ちょっと説明もraitたい。ただ、読むだけで次々行ってますけれどもね、ちょっと内容そんな長い内容要りませんけれども説明欲しいが、どうでしょう。との声あり） （福島 登 議長） 説明する側は準備しておりますので、準備で準備の内容でやらせていただいて、後ほどもし何か不都合分らないことあれば、個別に聞いていただきたいなと思います。説明側もできるだけ、分かりやすく説明をよろしくお願いをいたします。
--	---

税務課長補佐	(堀川 歩 税務課長補佐) 第7条の7、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税に関する特例。 16ページに移ります。ページ中段、第7条の8、令和7年度分の個人の町民税の特別税額控除につきましては、令和6年度分の定額減税として、個人住民税の特別税額控除に係る規定を新設しております。 対象となる方は、前年の合計所得金額が、1805万円以下の個人住民税、所得割の納税義務者で、国内に住所がある方となります。 減税額は、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円となります。 これ以降の附則第8条から20条の3までは、今回の法改正に合わせた、町民税や固定資産税の特例についての期間更新や、規定の追加による条項の訂正、読替規定の追加などとなっております。 以上となります。 続きまして、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明いたします。 今回の改正条例は令和6年度税制改正に伴う本町国民健康保険税条例の改正を令和6年4月1日に専決処分をさせていただいているものとなります。 主な内容としましては、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保、及び中低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額の引上げとなっております。 改正条文は、議案関係資料の22ページ、新旧対照条文につつま
---------------	--

	しては、33ページから35ページまでとなっております。 新旧対照条文により主要な改正内容をご説明いたしますので、お手元に資料をご用意ください。 33ページをお願いします。33ページから34ページにかけまして、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引上げております。 34ページをお願いします。世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額について、34ページ中段の第23条第1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯について、29万円から29万5千円に、第3号では2割軽減の対象となる世帯について、53万5千円から54万5千円にそれぞれ引上げております。 以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは私から、承認第4号専決処分事項、令和5年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いします。 今回の補正について、歳入歳出それぞれ1億3,112万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,146万3千円とするものでございます。 3ページをお願いいたします。

議長	(予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 生田産業建設課長補佐。
産業建設課長補佐	(生田 憲一 産業建設課長補佐) それでは私のほうから、承認第5号、専決処分事項、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて、ご説明いたします。 予算書の1ページをお願いします。 今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ追加はなく、予算の総額を1億2552万8千円と定めております。 予算書の2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) ここで休憩します。再開は10時10分です。 休憩前に引き続き会議を再開します。 築地総務課長。
総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第52号東洋町特別会計条例の一部を改正することについてご説明いたします。 議案関係資料23ページ、新旧対照条文は、36ページからで新旧対照条文により、ご説明いたします。

これは、本年3月議会の質疑において答弁させていただいたとおり、すでに事業が終了しております老人保健事業特別会計、地域振興券交付事業特別会計の2つの事業を廃止させていただくための改正でございます。

改正後、案のところから、老人保健事業と地域振興券交付事業を削除させていただいております。この条例は公布の日から施行する。でございます。以上でございます。

つづきまして、議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料24ページ、新旧対照条文は38ページからで新旧対照条文にてご説明させていただきます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正され、情報連携を行う特定個人情報の規定が見直されました。番号利用法の別表第2が削除され、同表に規定されていた情報連携を行う事務は、特定個人番号利用事務として、またその事務の対象となる特定個人情報は、利用特定個人情報として整理されましたので、所要の改正を行うものでございます。

第2条、定義では、第5号に情報連携を行う事務として、特定個人番号利用事務を追加し、また、第6号に情報連携を扱う特定個人情報として利用特定個人情報を追加しております。

情報連携に関する規定において、それぞれ該当する部分の改正としまして、第4条、個人番号の利用範囲では、第1項及び第2項で、別表第2が削除されておりますので、法別表第2の第2欄に掲げる事務を、特定個人番号利用事務に同表の第4欄に掲げる特定個人情報を、利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人

情報に改めております。

これにより、法に特定個人番号利用事務と規定する事務であれば、法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、主務省令に規定することで、マイナンバーを用いた情報連携が可能となります。例えば、国家資格、自動車登録などに係る許可において、マイナンバーの利用を可能とするということで、各種手続における添付書類の省略が可能となります。

施行期日につきましては、法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布され、公布の日から1年3か月以内の政令で、定める日までに施行するとされておりました。政令で定める日が令和6年5月27日と閣議決定されましたので、公布の日から施行するとしております。以上でございます。

続きまして、議案第54号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額、並びにその支給条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料25ページです。こちらでご説明をいたします。

これは議案、第55号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正に伴い、東洋町災害弔慰金等支給審査委員会の委員長。

並びに委員の報酬の額を定めるため、本条例を改正するものでございます。委員長の報酬額は6千円、委員の報酬額は5千円としております。この条例は公布の日から施行するでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議員自席より、もう、すっきりしました。説明せんでもいいです。との声あり)

議長	(福島 登 議長) 無駄なことは、しゃべらんとってくださいよ。発言はひかえてくださいよ。 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは、議案第55号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。 議案関係資料26ページ、新旧対照表40ページでございますが、新旧対照表にてご説明をいたします。 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、災害その他の異常な自然現象により死亡したものの遺族に対し弔慰金を、また、障害になった者に対し見舞金を支給する制度でございますが、令和元年6月にその法律の一部改正により、災害弔慰金及び災害見舞金を支給するに当たりまして、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、医師や弁護士等の有識者による審査会等を設置するよう努めるものと規定されましたことにより、本条例のその審議会の設置規定を追加するためのものでございます。 新旧対照表では、第16条にその審議会の設置の条文を追加しております。その委員は6名以内とし医師、弁護士などの見識を有する者のうちから町長が任命するものでございます。 また、その運営等につきましては、要綱で設置、要綱で規定するものでございます。以上でございます。
議長	(福島 登 議長)

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) それでは、議案第56号、令和6年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについてご説明いたします。 予算書1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億2万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,120万5千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは議案第57号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明いたします。 予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ23万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,890万円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 令和6年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。 予算書の1ページをお開きください。 補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ256万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,653万4千円とするものでございます。 2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終了しました。ここで休憩します。再開は11時15分です。 休憩前に引き続き会議を開きます。 日程第14、報告第2号、令和5年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第15、報告第3号、権利の放棄について、日程第16、報告第4号、専決処分の報告についての報告を求めます。 長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) それでは議案提案理由説明書の16ページをお開きください。 報告第2号、令和5年度東洋町一般会計、繰越し明許費繰越し計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告をいたします。

翌年度への繰越し額につきましては2億5,010万8,800円となっております。なお、内容につきましては、別紙東洋町一般会計繰越し明許費、繰越し計算書のとおりでございますのでご参照願います。

続いて17ページ、報告第3号、権利の放棄について、東洋町債権管理条例第15条第1項の規定により、次のとおり、権利を放棄したので、同条例第2項の規定によりご報告をいたします。

権利の放棄につきましては4件ございます。

まず1件目です。債権の名称は一般住宅使用料でございます。

債権者の件数は72件、権利放棄をする金額は総額で49万2千円。債権の内容、詳細につきましては、報告第3号、資料をご参照願います。

権利放棄の理由といたしましては、債権管理条例第15条第1項第5号に該当するものでございます。権利放棄の時期につきましては、令和6年3月29日付けで権利放棄しております。

続いて2つ目の債権の名称は水道使用料でございます。

債務者の件数は187件、権利放棄する金額は総額で28万9,840円。債権の内容につきましては、報告第3号資料をご参照願います。

権利放棄の理由としましては、債権管理条例第15条第1項第3号に該当するものでございます。権利放棄の時期は令和6年3月28日付けで権利放棄をしております。

3つ目の債権の名称は住宅新築資金等貸付金でございます。

債権者の件数は1件でございます。権利を放棄する金額は総額で256円でございます。債権の内容につきましては、報告第3号資料をご参照願います。

権利の放棄理由といたしましては、国との債権債務等の金額の端

数計算に関する法律第2条を第1項に該当するものでございます。権利の放棄の時期は令和6年3月29日付けで権利放棄をしております。

4つ目の債権の名称は、東洋町暮らしの資金貸付け金でございます。

債務者の件数は19件、権利放棄する金額は総額で37万3,100円でございます。債権の内容としましては、報告第3号資料をご参照願います。

権利放棄の理由といたしましては、債権管理条例第15条第1項第3号に該当するものでございます。権利放棄の時期につきましては、令和6年3月19日付けで、権利放棄をしております。以上でございます。

続きまして20ページをお開きください。

報告第4号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において、町長の専決処分事項に指定されている事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

令和6年6月6日提出でございます。

21ページに移りまして専決処分書についてでございます。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年4月25日に専決処分をしております。

内容は、車両事故でございます。

まず相手方は室戸市の個人でございます。

続いて事故の概要についてでございます。車両事故により、令和5年9月19日火曜日、午後5時過ぎ、本庁職員が室戸下津1番地の県道を運転中、センターラインを越えて対向車線上の相手方車に衝突し

議長	けがをさせたものでございます。損害賠償金額は、67万2,478円でございます。以上ご審議のほどよろしく願いをいたします。 (福島 登 議長) 日程第17、議会報告の件を議題とします。 議事日程では、議事日程の表題では、南東北視察研修報告となっておりますが、東北視察と言いかえて報告をしたいと思います。 それでは、東洋町議会より、4月23日から25日に実施した東北視察研修について報告をいたしますので、お手元の報告書をご参照ください。 まず、岩手県陸前高田市では、気仙中学校の校舎は、全壊したが、ふだんから、防災教育に力を入れていたことから、生徒等教職員は高台に避難し全員無事であった。 震災後につくられた気仙川水門は、自動閉鎖システムを導入している。防潮堤は高さ12.7メートル、延長2キロメートルのものが設置されているなどの説明を受けました。 宮城県南三陸町では、旧防災庁舎後、みやぎ三陸メモリアル、さんさん商店街などの視察を行い、南三陸メモリアルでは、震災から復興に至るまでの経緯、さんさん商店街では、震災後につくられた商店街などを視察をしております。 宮城県大川小学校では大川伝承の会の佐藤氏より説明 (議席より、議長、報告書あるかい。との声あり) ございませんか、 ちょっと確認をしてください。確認をしてください。
----	---

	今確認しております。 たしか皆さん議運のときにお配りをしてますけど、今ない人はお配りをもう一度します。 よろしいですか、報告者皆さん、執行部もありますか。 よろしいですか。 はい。 続けます。 宮城県大川小学校では、大川伝承の会の佐藤氏より説明を受け、地震から津波到達まで、51分あったが、ふだん体育館の通路を逃げて逃げる訓練をしていたが、本番を想定した訓練ではなかったこと。 想定を超えた津波であったことなど、たくさんの命が津波の犠牲となっております。校舎裏山に、校外学習で上っていた高台があり、ここに避難していれば、助かった命があったのではないかという思いから改めて、地震津波災害への備えの重要性を知ることとなりました。 次に、宮城県女川町議会での研修では、女川町復興まちづくりについて研修を受け、復興には公民連携が大事であるが、若い世代に自ら、町の将来を考えてもらうことがよいと考え、還暦以上は口出しせず、若い者に任せるべきとのお話を伺いました。 また、まちづくりについて女川町は海とともに生活するので、そびえ立つものは要らないという考えから、高い防潮堤はつくらないことに決定したなどの説明を受けております。 次に、宮城県東松島市の、のびる地区では、高台移転について説明を受け、海拔22メートルの場所に、9.2ヘクタールの住宅用地などを造成し、土地は市から借受けていたが、最近になって買上げてほしいという話が出ており、高騰した公営住宅の家賃や、住宅ローンを抱えて悩んでいる人が多いという説明を受けております。
--	--

最後に総括として、陸前高田市では、震災を経験した現地ガイドの人に話をお聞きし、避難訓練は取りあえず参加するではなく、高齢者も自分の足で避難経路や避難場所の確認をすることが第1と感じました。

南三陸町では、かさ上げた土地に町や商店街がつくられ、将来を見据えた、復興計画が重要であると感じました。

大川小学校では、自然は簡単に、人間の想定を超えるものとし、私たちは津波が来る前に、いろいろなことに気づき、防災意識を高め、防災減災に取り組まなければならないと感じました。

女川町議会での研修では、復興まちづくりは公民連携が大事であり、将来に向けてのまちづくりなので、若い者に任せ、還暦以上は口出ししない、このことは非常に重要であると感じました。

のびる地区では、高台移転後の問題について、津波を受けた土地の買上げ価格や、公営住宅の家賃、移転後の土地の所有、二重ローンの問題など、移転後について考えさせられる研修でありました。

以上、東北地方視察研修についての議会報告といたします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議採決並びに一般質問のため、13日午前9時から再開したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日はこれで散会します。

なおこの後、休憩後、11時40分から総務教育民生常任委員会を

	開催しますので、委員の方々は議員控室をお願いします。
--	-----------------------------------

これで終了いたします。

(散会時間： 11時40分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 6 年 10 月 11 日

議 長 福島 登

署名議員 西岡 尚宏

署名議員 田 島 毅 次